

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ベルパーク			コード	9441
提出日	2021/6/30	異動(予定)日	2021/6/30		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である山川隆久氏が、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触することが見込まれるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	高須 武男	社外取締役	○															○		有
2	秋田 芳樹	社外取締役	○															○		有
3	大西 利佳子	社外取締役	○													△				有
4	敦谷 敬一	社外監査役	○															○		有
5	山川 隆久	社外監査役														○				指定解除
6	佐藤 誠	社外監査役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		上場会社の経営者として経営全般にわたる豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
2		公認会計士やコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	大西 利佳子氏が代表取締役を務める株式会社コトラと当社との間には、過去に人材紹介に関する契約に基づく取引がありました。その取引の金額はごく小さなもので、一般的な取引条件と同様に決定しており、現在においては同社との取引関係はありません。	金融機関での業務経験や人材紹介会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社コトラと当社との間には、過去に人材紹介に関する契約に基づく取引がありました。その取引の金額はごく小さなもので、一般的な取引条件と同様に決定しており、現在においては同社との取引関係はありません。従って、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
4		会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関勤務を通して培った豊富な知識と経験を有しております。この知識と経験を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	山川 隆久氏は、当社の法律顧問であり、当社より弁護士報酬を支払っておりますが、一般的な取引条件と同様に決定しております。	弁護士として培ってきた法的な専門知識と経験を有しております。この知識と経験を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社の法律顧問であり、当社より弁護士報酬を支払っておりますが、一般的な取引条件と同様に決定しております。また、同氏を2021年6月30日まで独立役員として指定しておりましたが、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触することが見込まれることから、独立役員の指定を解除しております。
6		他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。